9　計画の作成及び実行手続

適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標並びに保護事業及び管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。

⑴　検討会・連絡協議会の設置

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保護及び管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から計画の実行状況を分析・評価するための委員会を、別途設置するものとする。

また、計画の実行に当たり関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局、市町村等からなる連絡協議会を設置するものとする。なお、連絡協議会は、検討会と兼ねて設置しても差し支えないものとする。

⑵　関係地方公共団体との協議

都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護又は管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、法第７条第７項（第７条の２第３項において読み替えて準用する場合を含む。）に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県（教育委員会を含む。）と協議するとともに、保護事業又は管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議するものとする。

なお、日出前及び日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定している場合にあっては、第二種特定鳥獣管理計画の作成段階から、都道府県公安委員会との情報共有を行うものとする。

⑶　利害関係人の意見の聴取

法第７条第５項（第７条の２第３項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する利害関係人の意見聴取については、都道府県において計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行うものとする。また、対象地域での鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努めるものとする。

なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行うものとする。都道府県知事は、国の機関が実施する指定鳥獣管理捕獲等事業を含む第二種特定鳥獣管理計画を定め、又は当該部分を変更しようとするときは、その内容が適切なものとなるよう、あらかじめ十分に時間的余裕をもって、当該の国の機関の長と協議をするものとする。

⑷　計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるものとするとともに、環境大臣に報告するものとする。

⑸　計画に関する実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、Ⅰ第三―２に基づき検討会・連絡協議会において検討・協議した上で計画に関する実施計画（以下、「実施計画」という。）を作成し、公表するよう努めるものとする。

実施計画が対象とする地域は、計画が作成されている地域のうち、都道府県、市町村、市町村内の地区（集落）等の行政界によって区分される地域、又は、対象鳥獣の生息状況に基づいて、地域個体群の分布域あるいは河川、道路等鳥獣の移動障害となる地理的要素によって区分された区域とする。

計画期間は、対象種の生息状況に応じて、計画と整合の図られた期間とする。

実施計画に基づく保護又は管理の実施主体は、都道府県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等でも取り組めるものとする。

なお、第二種特定鳥獣管理計画の実施計画を策定する場合であって、当該実施計画の対象地域において、計画の目標を達成するために指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、当該実施計画と指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の整合を図るものとする。

実施計画には、必要に応じて以下の事項を記載するものとする。

１　保護又は管理すべき鳥獣の種類
２　計画の期間
３　保護又は管理すべき区域
４　保護又は管理の目標
５　捕獲等又は数の調整に関する事項
（指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は必要に応じて当該事業に関する事項）
６　生息地の保護及び整備に関する事項
７　被害防除対策に関する事項
８　その他の保護又は管理のために必要な事項

⑹　実施計画に基づく保護又は管理の推進

実施計画に基づき、都道府県、市町村等は、計画の効果的な実施に関わる取組を推進するものとする。また、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体群管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る等、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との整合を図り、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとする。

⑺　モニタリング

第一種特定鳥獣又は第二種特定鳥獣の地域個体群の生息動向（生息数、生息密度、分布域、性別構成、齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等のうち、計画の目標の達成状況の評価において必要な項目についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合については、その検討に反映（フィードバック）させるものとする。特に、第二種特定鳥獣については個体群管理の基礎となる捕獲情報（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所等）については確実な情報収集に努めるものとする。また、モニタリング結果の概要については、公表するものとする。

なお、既存の調査結果等の活用や、同一地域個体群に係る隣接都道府県等の連携等、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。

国は、都道府県に対して適切な調査手法等の提案や助言を行うよう努めるものとする。

10　計画の見直し

計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

モニタリング及び科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する知識や技能を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望ましく、必要に応じて外部の専門家と連携して実施するものとする。

なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。